

VI その他

1 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

税目		賦課期日	課税客體	納税義務者	課税標準	申告期限	納期
市民税		1月1日	個人 均等割 所得割	○1月1日現在、市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ○1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 (均等割のみ)	均等割(標準税率) 所得割…前年の所得から諸控除を 差引いた金額(標準税率)	個人申告 3月15日	○普通徴収 第1期 6月15日～同月30日 第2期 8月15日～同月31日 第3期 10月15日～同月31日 第4期 1月15日～同月31日 ○給与所得に係る特別徴収 年12回(6月～翌年5月) 徴収の月の翌月の10日まで ○公的年金等所得に係る特別徴収 年6回(偶数月)
			法人 均等割 法人税割	○市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は 事業所を有しないもの(均等割のみ) ○市内に事務所や事業所を有する公益法人で 収益事業を行わないもの(均等割のみ) ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人 税を課税される個人で市内に事務所又は事業 所を有する者(法人税割のみ)	均等割(標準税率) 法人税割(制限税率)…法人税額	・事業年度終了の翌日から2カ月以内 ・公共法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	申告納付
固定資産税		1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	・土地又は家屋(標準税率)…基準年度の 価格又は基準年度の価格に比準する価格 免税点…土地30万円・家屋20万円 ・償却資産…賦課期日における価格 免税点…償却資産150万円未満		第1期 5月15日～同月31日 第2期 7月15日～同月31日 第3期 12月15日～同月25日 第4期 2月15日～同月末日
軽自動車税	種別割	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	当該軽自動車の所有者 ※ただし、所有権留保の場合は使用者	(標準税率)	・取得申告 所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	○普通徴収 5月15日～同月31日
	環境性能割		三輪以上の軽自動車	当該軽自動車等の取得者	(標準税率) 免税点 軽自動車の取得価格が50万円以下	※県において賦課徴収	申告納付
市たばこ税			小売販売業者への売渡し に係る製造たばこ等	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸販売業者	売渡し本数	翌月末日	申告納付
特別土地保有税			土地	土地の所有者又は取得者	土地の取得価額 免税点 5,000㎡未満	H15年度以降課税停止	申告納付
都市計画税		1月1日	市街化区域内の 土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産税(土地・家屋)の課税標準 (制限税率)		固定資産税に同じ
事業所税			事業	当該事業を行う者	事業所床面積、従業者給与総額	個人申告 3月15日 法人事業年度終了後2月以内	申告納付
入湯税			鉱泉浴場での入浴	鉱泉浴場の入湯客 (鉱泉浴場経営者が特別徴収)	宿泊入湯客 1人1日 150円 日帰り入湯客 1人1日 30円	納入申告(特別徴収義務者) 毎月15日(前月1日～同月末日分)	申告納入(特別徴収)
宿泊税			宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設への宿泊者 (宿泊事業者が特別徴収)	一人一泊あたりの宿泊行為	納入申告 ・当月徴収分を翌月末日 ・納入期限等特例承認申請を承認された場 合、3・4・5月分を6月末日、6・7・8月分を9 月末日、9・10・11月分を12月末日、12・1・ 2月分を3月末日	申告納入(特別徴収)

2 市税税率の変遷

区分			年度		昭和 25		26 27		28		29	30	31	32	33			34										
市 民 税	個	均 等 割	600円		500円		500円		400円				400円			400円												
		所得 割	18% 所得税を課税 標準とする方法	%	5万円以下の金額 5万円を超える金額 8万円 " 7.50 10万円 " 8.75 12万円 " 10.00	%	3万円以下の金額 3万円を超える金額 5万円 " 6.25 8万円 " 7.50 10万円 " 8.75 12万円 " 10.00	%	3万円以下の金額 3万円を超える金額 5万円 " 4.5 8万円 " 5.3 10万円 " 5.5 12万円 " 6.1 15万円 " 6.7 20万円 " 7.5	%	3万円以下の金額 3万円を超える金額 5万円 " 2.7 8万円 " 4.1 15万円 " 4.7 20万円 " 5.5 30万円 " 5.9 50万円 " 7.2 80万円 " 7.3 100万円 " 8.4 120万円 " 8.7 150万円 " 9.2	%	5万円以下の金額 5万円を超える金額 20万円 " 5.3 50万円 " 6.7 100万円 " 8.0 150万円 " 9.3															
														均 等 割	(標準) 1,800円		同 左		同 左		同 左				同 左			
														法 人 税 割	(制限) 16%		(制限) 15%		9%	(制限) 9.7%		同 左		同 左				
														固 定 資 産 税 (標準) 1.6%				同 左		同 左		1.5%	(標準) 1.4%		同 左		同 左	
														軽 自 動 車 税	原付 自転車	50cc以下	自動 車荷 車税	自 転 車	普 200円	200円	同 左	同 左	自動 車荷 車税 廃止	輕 自動 車税 創設	50cc以下	500円	同 左	
																90cc以下		農 350円	350円	90cc以下					800円			
																125cc以下		原 付	500円	125cc以下					1,000円			
															輕 自動 車	二 輪		牛 馬 車	普 800円	800円					二 輪 車	1,500円		
																三 輪			農 400円	400円					三 輪 車			
	四 貨															普 200円			200円	四 輪 貨								
四 乘		農 150円	150円	四 輪 乘																								
	小型 特殊	農 耕	車税 (リヤカー)	普 200円	200円	農 耕																						
	そ の 他	荷 車	農 150円	150円	そ の 他																							
二 輪 小 型	大 車	400円	400円			三 輪 小 型	2,500円																					
市 た ば こ 消 費 税								10% 11.5%	10% 11.5%	9%	8%	11%		11%														
電 気 税 ・ ガ ス 税			10%		10%		10%	10%	10%	10%	10%		10%															
木 材 引 取 税			5%		5%		5%	5%	5%	2%	2%		2%															
都 市 計 画 税										0.2%	0.2%		0.2%															
特 別 土 地 保 有 税																												

区分			年度		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
市 民 税	個	均 等 割	400円		400円		400円		400円		400円		400円		400円		400円		
		所 得 割																	

区分			年度		49		50		51		52		53	
市 <														

区分			年度	59	60	61	62	63	平成 元 2	
市 民 税	個 <									

区分			年度		11 12 13 14		15		16		17	
市 民 税	個 人	均 等 割	同 左		同 左		(標準) 3,000円		同 左			
		所 得 割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 “		% 3 8 10		同 左		同 左			
	法 人	均 等 割	(標準) 120,000円 150,000円 400,000円		50,000円 130,000円 160,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円		同 左		同 左			
		法 人 税 割	(制限)		14.7%		同 左		同 左		(制限)14.7%。又は(標準)12.3% ※合併に伴い、平成17年1月4日から平成22年3月31日までの間に終了する事業年度分まで旧長崎市及び合併旧6町の各税率をそのまま適用する不均一課税を実施する。	
	固 定 資 産 税		(標準)		1.4%		同 左		同 左		同 左	
軽 自 動 車 税	原付 自転車	50cc以下	1,000円		同 左		同 左		同 左			
		“ (ミニカー)	2,500円									
		90cc以下	1,200円									
		125cc以下	1,600円									
	軽 自動車	二 輪 車	2,400円									
		三 輪 車	3,100円									
		四 輪 貨 物 車 (営)	3,000円									
		四 輪 貨 物 車 (自)	4,000円									
	小型 特殊	四 輪 乗 用 車 (営)	5,500円									
		四 輪 乗 用 車 (自)	7,200円									
		農 耕 作 業 用	1,600円									
特 殊 作 業 用	4,700円											
二 輪 の 小 型 自 動 車	4,000円											
市 た ば こ 税		1,000本につき2,668円 旧3級品1,000本につき1,266円 (H11.5.1)		1,000本につき2,977円 旧3級品1,000本につき1,412円 (H15.7.1)		同 左		同 左				
都 市 計 画 税		(制限)		0.3%		同 左		同 左				
特 別 土 地 保 有 税		保有 1.4% 取得 3%		H 15 年 度 以 降 課 税 停 止		同 左		同 左				
事 業 所 税		新増設 6,000円 資産割 600円 従業者割 0.25%		資 産 割 600円 従業者割 0.25%(新増設 廃止)		同 左		同 左 ※合併に伴い、合併旧6町に所在する事業所については、平成22年3月31日までに終了する事業年度分(個人については平成21年分)までは課税を免除する。				

区分			年度	18	19	20	21	22	23	24	25
市 民 税	個 人	均 等 割		(標準) 3,000円	同	左		同 左	同	左	同 左
		所 得 割		% 200万円以下の金額 3 200万円を超える金額 8 700万円 “ 10	一 律	6	同 左	同 左	同 左		
	法 人	均 等 割		(標準) 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円	同	左	同 左	同 左	同 左	同 左	
		法 人 税 割		(制限)14.7%、又は(標準)12.3% ※合併に伴い、平成18年1月4日から平成22年3月31日までの間に終了する事業年度分まで旧長崎市及び合併旧7町の各税率をそのまま適用する不均一課税を実施する。	同	左	同 左	(制限) 14.7%	同 左		
固 定 資 産 税				(標準) 1.4%	同	左		同 左	同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税	原付 自転車	50cc以下		1,000円	同	左		同 左	同 左	同 左	同 左
		“ (ミニカー)		2,500円							
		90cc以下		1,200円							
		125cc以下		1,600円							
	軽 自動車	二 輪 車		2,400円							
		三 輪 車		3,100円							
		四 輪 貨 物 車 (営)		3,000円							
		四 輪 貨 物 車 (自)		4,000円							
	小型 特殊	四 輪 乗 用 車 (営)		5,500円							
		四 輪 乗 用 車 (自)		7,200円							
二 輪 の 小 型 自 動 車	農 耕 作 業 用		1,600円								
	特 殊 作 業 用		4,700円								
		二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円							
市 場 交 易 税				1,000本につき3,298円 旧3級品1,000本につき1,564円 (H18.7.1)	同	左	1,000本につき4,618円 旧3級品1,000本につき2,190円 (H22.10.1)	同	左	1,000本につき5,262円 旧3級品1,000本につき2,495円	
都 市 計 画 税				(制限) 0.3%	同	左	同 左	同 左	同 左	同 左	
特 別 土 地 保 有 税				保 有 1.4% 取 得 3%	同	左	同 左	同 左	同 左	同 左	
事 業 所 税				資産割 600円 従業者割 0.25% ※合併に伴い、合併旧7町に所在する事業所については、平成22年3月31日までに終了する事業年度分(個人については平成21年度分)までは課税を免除する。	同	左	資産割 600円 従業者割 0.25%	同	左	同 左	

区分			年度	26	27	28	29	30
市 民 税	個 人	均 等 割		3,500円	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割		% 一 律 6	同 左	同 左	同 左	同 左
	法 人	均 等 割		(標準) 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
		法 人 税 割		(制限) 14.7% (但し、平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人については、12.1%を適用)	(制限) 12.1% (但し、平成26年9月30日までに開始した事業年度に係る法人市民税については、14.7%を適用)	同 左	同 左	同 左
	固 定 資 産 税				(標準) 1.4%	同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税	原付 自転車	50cc以下		1,000円	同 左 ※ただし、以下の車両については、平成27年4月1日に新車を登録した場合は、()内の税率が適用される。 ・三輪車(3,900円) ・四輪貨物車営業用(3,800円) ・四輪貨物車自家用(5,000円) ・四輪乗用車営業用(6,900円) ・四輪乗用車自家用(10,800円)	2,000円	同 左	同 左
		〃 (ミニカー)		2,500円		3,700円		
		90cc以下		1,200円		2,000円		
		125cc以下		1,600円		2,400円		
	軽 自動車	二 輪 車		2,400円		3,600円		
		三 輪 車		3,100円				
		四 輪 貨 物 車 (営)		3,000円				
		四 輪 貨 物 車 (自)		4,000円				
	小型 特殊	四 輪 乗 用 車 (営)		5,500円				
		四 輪 乗 用 車 (自)		7,200円				
二 輪 の 小 型 自 動 車	農 耕 作 業 用		1,600円					
	特 殊 作 業 用		4,700円					
				4,000円		2,400円 5,900円 6,000円		
市 た ば こ 税				1,000本につき5,262円 旧3級品1,000本につき2,495円	同 左	1000本につき5,262円 旧3級品1,000本につき2,925円	1000本につき5,262円 旧3級品1,000本につき3,355円	1000本につき5,692円 (H30.10.1) 旧3級品1,000本につき4,000円
都 市 計 画 税				(制限) 0.3%	同 左	同 左	同 左	同 左
特 別 土 地 保 有 税				保 有 1.4% 取 得 3%	同 左	同 左	同 左	同 左
事 業 所 税				資産割 600円 従業者割 0.25%	同 左	同 左	同 左	同 左

区分			年度	令和元	2	3	4	5
市 民 税	個人	均 等 割		3,500円	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割		% 一 律 6	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人	均 等 割	(標準) 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
		法 人 税 割	(制限) 12.1% (但し、令和元年10月1日以降に開始する事業年度に係る法人市民税については、8.4%を適用)	(制限) 8.4% (但し、令和元年9月30日までに開始した事業年度に係る法人市民税については、12.1%を適用)	同 左	同 左	同 左	
固 定 資 産 税			(標準) 1.4%	同 左	同 左	同 左	同 左	
軽 自 動 車 税	種 別 割	原付 自転車	50cc以下	2,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
			〃 (ミニカー)	3,700円				
			90cc以下	2,000円				
			125cc以下	2,400円				
		軽 自 動 車	二 輪 車	3,600円				
			三 輪 車	三輪・四輪の軽自動車については、車両の初度検査年月及び環境性能に応じて税額が定められている。 1,000円 ～ 12,900円				
			四 輪 貨 物 車 (営)					
			四 輪 貨 物 車 (自)					
			四 輪 乗 用 車 (営)					
			四 輪 乗 用 車 (自)					
		小型 特殊	農 耕 作 業 用	2,400円				
			特 殊 作 業 用	5,900円				
		二 輪 の 小 型 自 動 車		6,000円				
	環 境 性 能 割		・軽自動車税環境性能割が令和元年10月1日から導入。 【制度概要】 ①新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車の取得者を納税義務者とする。 ②課税標準は軽自動車の取得価額とする。 (免税点は50万円以下) ③税額＝車両の取得価額×税率 ④車両の区分・排ガス性能・車種により税率(0～2%)が定められている。	同 左	同 左	同 左	同 左	
市 た ば こ 税			1000本につき5,692円 旧3級品1,000本につき5,692円 (R1.10.1)	1000本につき6,122円 (R2.10.1)	1000本につき6,552円 (R3.10.1)	同 左	同 左	
都 市 計 画 税			(制限) 0.3%	同 左	同 左	同 左	同 左	
特 別 土 地 保 有 税			保 有 1.4% 取 得 3%	同 左	同 左	同 左	同 左	
事 業 所 税			資産割 600円 従業者割 0.25%	同 左	同 左	同 左	同 左	
宿 泊 税						令和5年度創設	宿泊料金が 1万円未満である場合 100円 1万円以上2万円未満である場合 200円 2万円以上である場合 500円 ※免税点なし	

区分		年度		6	
市	個 人	均 等 割	3,000円		
		所 得 割	(一律) 6%		
民 税	法 人	均 等 割	(標準) 50,000円 120,000円 130,000円 150,000円 160,000円 400,000円 410,000円 1,750,000円 3,000,000円		
		法 人 税 割	(制限) 8.4%		
	固 定 資 産 税			(標準)	1.4%
軽 自 動 車 税	種 別	原付 自転車	50cc以下	2,000円	
			特定小型原動機付自転車	2,000円	
			〃 (ミニカー)	3,700円	
			90cc以下	2,000円	
			125cc以下	2,400円	
		軽自動車	二 輪 車	3,600円	
			三 輪 車		
			四 輪 貨 物 車 (営)	三輪・四輪の軽自動車については、車両の初度検査年月及び環境性能に応じて税額が定められている。 1,000円 ～ 12,900円	
			四 輪 貨 物 車 (自)		
			四 輪 乗 用 車 (営)		
		四 輪 乗 用 車 (自)			
		小型特殊	農 耕 作 業 用	2,400円	
		割	特 殊 作 業 用	5,900円	
			二 輪 の 小 型 自 動 車	6,000円	
	環 境 性 能 割	・軽自動車税環境性能割が令和元年10月1日から導入。 【制度概要】 ①新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車の取得者を納税義務者とする。 ②課税標準は軽自動車の取得価額とする。 (免税点は50万円以下) ③税額＝車両の取得価額×税率 ④車両の区分・排ガス性能・車種により税率(0～2%)が定められている。			
市 た ば こ 税	1000本につき6,552円 (R3.10.1)				
都 市 計 画 税	(制限) 0.3%				
特 別 土 地 保 有 税	保 有 1.4% 取 得 3%				
事 業 所 税	資産割 600円 従業者割 0.25%				
宿 泊 税	宿泊料金が 1万円未満である場合 100円 1万円以上2万円未満である場合 200円 2万円以上である場合 500円 ※免税点なし				

3 所得控除の種類と控除額(令和6年度)

種 類	控 除 額
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①損失の金額－(総所得金額等の合計額×1/10) ※損失の金額＝(損失額＋災害関連支出)－保険金等により補てんされた金額 ②損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円
2 医療費控除	次のいずれかを選択 ①医療費控除 (支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－〔(総所得金額等の合計額×5/100)又は10万円のいずれか少ない金額〕 (限度額200万円) ②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 特定一般用医薬品等購入費－12,000円 (限度額88,000円)
3 社会保険料控除	支払保険料の全額
4 小規模企業 共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額
5 生命保険料控除	(新契約) (旧契約) ①一般の生命保険料 最高28,000円 ①一般の生命保険料 最高35,000円 ②介護医療保険料 最高28,000円 ②個人年金保険料 最高35,000円 ③個人年金保険料 最高28,000円 ※新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合…それぞれの合計額(限度額28,000円) ※生命保険料控除全体の合計適用限度額70,000円
6 地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 ②旧長期損害保険料 最高10,000円 ※地震保険料、旧長期損害保険料両方ある場合…①と②との合計金額(限度額25,000円)
7 障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき …26万円 特別障害者については1人につき …30万円 ただし、控除対象配偶者及び扶養親族が同居特別障害者に該当する場合 …53万円
8 寡婦控除	納税義務者が寡婦(合計所得金額が500万円以下)である場合 …26万円
9 ひとり親控除	納税義務者がひとり親(合計所得金額が500万円以下)で、かつ生計を一にする子を有する場合 …30万円
10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生(合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下)である場合 …26万円
11 配偶者控除	納税義務者に控除対象配偶者(※)がある場合 …別表のとおり ※控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の者(同一生計配偶者)のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者
12 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者で、控除対象配偶者(※)でない配偶者(合計所得金額が48万円超～133万円未満)を有する場合 …別表のとおり
13 扶養控除	16歳以上19歳未満・23歳以上70歳未満の扶養親族は1人につき …33万円 19歳以上23歳未満の扶養親族は1人につき …45万円 70歳以上の扶養親族は1人につき …38万円 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の 扶養親族は1人につき …45万円
14 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の場合 …43万円 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合 …29万円 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合 …15万円 合計所得金額が2,500万円を超える場合 …なし

【別表】「11 配偶者控除」・「12 配偶者特別控除」の一覧

				納税義務者の合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	70歳未満		33万円	22万円	11万円
		70歳以上		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
		133万円超		0円	0円	0円

4 税務機構及び職員に関する調

令和6年4月1日現在

機 構		歳 入 監 課 長 主 幹 課 補 長 佐 係 長 副 主 幹 主 任 専 門 官 主 事 事 務 員 計
財 務 部	収 納 課	1 1 1 6 3 6 16 15 49
	税 制 係	1 1 1 1 1 1 5 1 12
	収 納 係	1 1 1 1 2 7 3 13
	初 動 係	1 1 2 3 6
	滞 納 整 理 1 係	1 1 1 2 5
	滞 納 整 理 2 係	1 1 2 5
	調 査 処 分 係	1 3 4 8
	特別滞納整理室	1 1 3 1 4 1 7 18
	公 売 担 当	1 1 1 2 1 2 7
	高 額 担 当	1 1 1 4 7
	民 事 債 権 担 当	1 1 1 4
	資 産 税 課	1 1 5 1 5 4 18 18 53
	償 却 資 産 係	1 1 1 1 2 10 2 18
	土 地 1 係	1 1 1 1 2 3 8
	土 地 2 係	1 1 3 4 9
市 民 税 課	家 屋 1 係	1 1 2 5 9
	家 屋 2 係	1 1 1 4 9
	市 民 税 課	1 5 4 3 13 14 40
	法 人 市 民 税 係	1 1 1 2 3 7
	諸 税 係	1 1 2 2 6
	個 人 課 税 1 係	1 1 3 3 9
	個 人 課 税 2 係	1 1 4 2 9
	個 人 課 税 3 係	1 1 2 4 9
計		1 4 1 2 19 1 13 17 48 54 160

5 税務事務分掌

課 名	係 名	事 務 分 掌
収 納 課	税 制 係	1 税務に関する企画及び調整に関すること。 2 税務に係る例規案の作成に関すること。 3 市税に係る収入見積及び決算に関すること。 4 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び法人事業税交付金に関すること。 5 税務関係各種協議会に関すること。 6 経理事務に関すること。 7 課内の一般庶務に関すること。 8 固定資産評価審査委員会に関すること。 9 公用車の運行管理に関すること。 10 り災証明(火災に係るものを除く。)に関すること。 11 納税貯蓄組合に関すること。 12 滞納整理支援システム及び滞納に関する各種統計に関すること。 (分割納付の管理及び欠損処分に関することを含む。)
	収 納 係	1 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ)、保育料(保育所)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)に係る延滞金等の収入整理に関すること。 2 市税等に係る督促状の発付に関すること。 3 市税等に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。 4 市税等の口座振替納付に関すること。 5 市税等に係る諸証明(資産税課の所管に係るものを除く。)の総括に関すること。
	初 動 係	(当年度分及び前年度分のうち滞納額30万円未満のもの) 1 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 2 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 3 市税等に係る納税の猶予に関すること。 4 徴収の嘱託及び受託に関すること。 5 納付指導員に関すること。
	滞 納 整 理 1 ・ 2 係	(前年度分のうち滞納額30万円以上のもの及びそれ以前の年度分) 1 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 2 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 3 市税等に係る納税の猶予に関すること。 4 徴収の嘱託及び受託に関すること。
	調 査 処 分 係	1 市税等の滞納処分に関すること。 2 滞納整理支援システムに関すること。 (分割納付の管理に関することを含む。)

課 名	係 名	事 務 分 掌
特 別 滞 納 整 理 室	公 売 担 当	1 市税等の徴収の進行管理に関する企画及び調整に関すること。 2 市税等に係る差押え物件の保管及び公売に関すること。 3 インターネット公売、タイヤロック及び捜索に関すること。
	高 額 担 当	(原則として滞納額が70万円以上のものを担当) 1 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること。 2 市税等に係る延滞金の減免に関すること。 3 市税等に係る納税猶予に関すること。 4 徴収の嘱託及び受託に関すること。
	民 事 債 権 担 当	1 他の所管から移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の未収金に係る納付督促及び強制執行等に関すること。 2 債権管理事務の向上に係る指導、助言、研修等に関すること。 3 債務者情報の利用、提供及び収集における調整に関すること。 4 未収金対策に係る総合的な調整に関すること (収納課の所管に係るものを除く。)
資 産 税 課	償 却 資 産 係	1 資産税課に係る収入の調定及び統計に関すること。 2 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 3 固定資産課税台帳等の閲覧、証明及び写しの交付に関すること。 4 住宅用家屋証明に関すること。 5 償却資産の評価に関すること。 6 償却資産に対する固定資産税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 7 課の所管に係る予算の経理に関すること。 8 公用車の運行管理に関すること。 9 課内の庶務に関すること。
	土 地 1 ・ 2 係	1 土地の評価に関すること。 2 土地に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 3 特別土地保有税に関すること。
	家 屋 1 ・ 2 係	1 家屋の評価に関すること。 2 家屋に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。
市 民 税 課	法 人 市 民 税 係	1 法人に対する市民税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 2 法人市民税の調定及び統計に関すること。 3 法人市民税の調査に関すること。 4 課の所管に係る予算の経理に関すること。 5 課内の庶務に関すること。
	諸 税 係	1 軽自動車税及び事業所税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 2 市たばこ税及び入湯税の賦課、納期限の延長及び課税免除に関すること。 3 宿泊税の賦課、納期限の延長、課税免除、減免及び特別徴収事務報償金の決定に関すること。 4 諸税の調定及び統計に関すること。 5 諸税の調査に関すること。
	個 人 課 税 1 ・ 2 ・ 3 係	1 個人に対する市民税(特別徴収・普通徴収)の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 2 個人市民税の調定及び統計に関すること。 3 個人市民税の調査に関すること。

6 税務機構の変遷

年 月	部	課 名					
昭和33年 10月以降	財務部	固定資産 税課	庶務係 償却資産係 土地係 家屋係	市民税課	諸税係 第1課税係 第2課税係	徴税課	庶務係 第1徴税係 第2徴税係
昭和34年 9月以降	同上	同上		同上		徴税課	庶務係 整理係 第1徴税係 第2徴税係
昭和35年 10月以降	同上	同上		市民税課	諸税係 特別課税係 普通課税係	徴税課	管理係 整理係 特別徴税係 普通徴税係
昭和37年 7月以降	財政部	同上		同上		徴税課	管理係 整理係 納税組合係 特別徴税係 普通徴税係
昭和38年 11月以降	同上	同上		同上		納税課	計算係 納税組合係 特別納税係 普通納税第1係 普通納税第2係
昭和39年 10月以降	同上	資産税課	主税係 土地係 家屋係 償却資産係	市民税課	諸税係 特別課税係 普通課税第1係 普通課税第2係	納税課	管理係 計算係 納税組合係 特別納税係 普通納税第1係 普通納税第2係
昭和41年 9月以降	同上	同上		市民税課	諸税係 特別課税係 普通課税係	納税課	管理係 収納係 整理係 納税第1係 納税第2係 納税組合係
昭和45年 4月以降	同上	資産税課	主税係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係	同上		同上	
昭和46年 1月以降	同上	同上		市民税課	諸税係 特別課税係 普通課税第1係 普通課税第2係	同上	

年 月	部	課 名									
昭和46年 6月以降	財務部			資産税課	主税係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係			市民税課	諸税係 特別課税係 普通課税第1係 普通課税第2係	納税課	管理係 収納係 整理係 納税組合係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係
昭和48年 4月以降	同上	主税課	諸税係 相談係 収納係 納税奨励係	資産税課	庶務係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係			市民税課	法人市民税係 特別課税係 普通課税1係 普通課税2係	納税課	管理係 整理係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係
昭和50年 8月以降	同上	同上		資産税 第1課	庶務係 土地第1係 土地第2係	資産税 第2課	償却資産係 家屋第1係 家屋第2係	市民税課	法人市民税係 特別課税係 普通課税1係 普通課税2係 調査係	同上	
昭和51年 9月以降	同上	主税課	諸税係 収納係 事業所税係 相談係 納税奨励係	同上		同上		同上		同上	
昭和59年 7月以降	財政部			資産税課	償却資産係 資産税第1係 資産税第2係 資産税第3係 資産税第4係			市民税課	法人市民税係 諸税係 特別課税係 普通課税1係 普通課税2係 調査係	納税課	税制係 整理係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納係 証明係

年 月	部	課 名					
昭和59年 7月以降	財政部	納税課	税制係 整理係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納係 証明係	資産税課	償却資産係 資産税第1係 資産税第2係 資産税第3係 資産税第4係	市民税課	法人市民税係 諸税係 特別課税係 普通課税1係 普通課税2係 調査係
昭和60年 1月以降	同上	納税課	税制係 整理係 納税第1係 納税第2係 収納係 証明係	同上		同上	
平成 2年 7月以降	同上	納税課	税制係 整理係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 納税第5係 収納係 証明係	同上		市民税課	法人市民税係 諸税係 特別課税係 普通課税1係 普通課税2係
平成 3年 8月以降	税務部	納税課	税制係 収納係 整理係 納税1係 納税2係 納税3係 納税4係 納税5係	資産税課	償却資産係 土地1係 土地2係 家屋1係 家屋2係	市民税課	法人市民税係 諸税係 個人課税1係 個人課税2係 個人課税3係
平成 6年 4月以降	同上	同上		資産税課	管理係 土地1係 土地2係 家屋1係 家屋2係 償却資産係	同上	
平成 9年 4月以降	財政部	同上		同上		同上	
平成10年 4月以降	同上	納税課	税制係 収納係 整理係 納税1係 納税2係 納税指導係	同上		同上	

年 月	部	課 名						
平成12年 4月以降	財政部	納税課	税制係 収納係 整理係 納税1係 納税2係 納税3係 納税指導係		資産税課	管理係 土地1係 土地2係 家屋1係 家屋2係 償却資産係	市民税課	法人市民税係 諸税係 個人課税1係 個人課税2係 個人課税3係
平成15年 4月以降	同上	同上			資産税課	償却資産係 土地1係 土地2係 家屋1係 家屋2係	同上	
平成16年 4月以降	同上	納税課	税制係 収納係 整理係 納税1係 納税2係 納税3係 特別滞納整理係		同上		同上	
平成21年 4月以降	理財部	収納課	税制係 収納係 徴収1係 徴収2係 徴収3係 徴収4係	特別滞納 整理室	公売担当 高額担当	同上	同上	
令和4年 4月以降	同上	同上		特別滞納 整理室	公売担当 高額担当 民事債権担当	同上	同上	
令和6年 4月以降	財務部	同上	税制係 収納係 初動係 滞納整理1係 滞納整理2係 調査処分係	同上		同上	同上	

7 税務関係手数料等に関する調

(金額 単位:円)

区 分		令和元		2		3		4		5	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
証 明 手 数 料		(6,326) 83,786	27,461,700	(5,591) 69,412	22,986,250	(6,013) 68,365	22,336,250	(6,357) 69,326	22,609,450	(6,524) 66,917	21,345,900
	納 税 証 明	(391) 1,766	588,450	(314) 1,318	442,500	(276) 1,534	501,600	(485) 1,722	589,350	(448) 1,731	586,500
	評 価 額 証 明 (未所有証明を含む)	(4,055) 5,603	2,289,150	(3,376) 5,462	2,145,000	(3,833) 5,357	2,182,050	(3,864) 5,595	2,258,100	(4,158) 5,663	2,322,600
	専 用 住 宅 証 明	1,377	1,790,100	1,324	1,721,200	1,329	1,727,700	1,524	1,981,200	1,297	1,686,100
	課 税 額 証 明 (公課証明を含む)	(1,796) 2,695	1,077,900	(1,827) 2,632	1,063,650	(1,840) 2,643	1,068,900	(1,913) 2,621	1,073,250	(1,834) 2,576	1,047,900
	所 得 ・ 課 税 証 明	(83) 65,053	19,528,350	(74) 51,280	15,395,100	(62) 50,570	14,776,100	(95) 51,372	14,759,950	(82) 48,239	13,479,200
	そ の 他 の 証 明	(1) 7,292	2,187,750	(-) 7,396	2,218,800	(2) 6,932	2,079,900	(-) 6,492	1,947,600	(2) 7,411	2,223,600
名 寄 帳 の 写 し の 交 付 手 数 料		4,854	1,456,200	4,587	1,376,100	4,542	1,362,600	5,025	1,507,500	5,944	1,783,200
土 地 台 帳 ・ 家 屋 台 帳 ・ 字 図 の 閲 覧 手 数 料		1,164	349,200	1,163	348,900	1,122	336,600	891	267,300	861	258,300
複 写 (字 図)		1,059	105,900	812	81,200	913	91,300	775	77,500	623	62,300
合 計		(6,326) 90,863	29,373,000	(5,591) 75,974	24,792,450	(6,013) 74,942	24,126,750	(6,357) 76,017	24,461,750	(6,524) 74,345	23,449,700

[注] ()内は追加件数を示す。